

# 公益財団法人地方自治総合研究所 設立50周年にあたって

公益財団法人地方自治総合研究所  
理事長 石上千博



1974年3月に自治労の研究所として誕生した地方自治総合研究所（略称・自治総研）は設立50年を迎えました。この間、自治総研の研究体制の拡充に、ご尽力を頂きました自治労関係者、研究員、理事、監事、評議員、そして、研究所の研究会やプロジェクトにご協力を頂きました研究者の皆様にご心から感謝申し上げます。

自治総研は、2010年3月からは公益認定を受けて、公益財団法人地方自治総合研究所として活動しております。小規模な研究所ではございますが、地方自治の分野での数少ない専門研究機関として実績を積み重ね、評価と信頼を得てきたと確信しております。

とりわけ、1990年代後半における地方分権改革では、自治総研が実施した自治体行政の事務調査に基づき、機関委任事務制度の問題点などを訴え、制度改革につなげることができました。

しかし、2000年の分権改革一括法の施行から、25年が過ぎました。現在の自治体現場からは分権改革の熱気は消え去り、自治体は財政難と人員不足に苦しみながら、増え続ける行政需要に対応しているため、現場は疲弊しているのが実態です。

今回、「50年のあゆみ」を作成するに当たり、研究者や各地の自治研センターの事務局長の皆様による座談会を実施しました。そこでは、疲弊した自治体の現場を踏まえて、自治総研が果たすべき役割について、いくつかの示唆をいただきました。

まずは、自治総研の強みであった現場重視の立ち位置を再確認して、自治体現場の職員や地域でさまざまな課題に取り組む市民に寄り添いながら、研究活動を進めていくことです。その過程では、各自治研センターとの連携も追求する必要があります。

そのうえで、現状の自治体の業務が国との関係において、どのような実態にあるのかを改めて調査することが、自治総研に求められている課題ではないかとの指摘もいただきました。また、現場調査を踏まえて、国の制度設計に対する独自の見解を発信する重要性についてもご指摘をいただきました。

自治総研が創設以来目標としている社会的な役割は次の4つです。

1. 地方自治に関する本格的な資料センターとなること
2. 地方自治に関する実証的、理論的研究の発展に寄与すること
3. 各専門領域の研究者の地方自治研究を通じた交流を促進すること
4. 本格的な地方自治研究者の養成機関となること

この4つの柱を今後も堅持しつつ、今回、この「50年のあゆみ」の座談会でのご示唆を踏まえて、研究員・職員一同邁進して参ります。引き続き、地方自治総合研究所へのご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

# さらなる 50 年を見据えて

公益財団法人地方自治総合研究所

所長 北村喜宣



国家のガバナンスの基本として、日本国憲法は、「第 8 章 地方自治」を設けました。憲法の基本原理としては、国民主権主義、恒久平和主義、基本的人権尊重主義をあげるのが通例ですが、正確には、地方自治主義を加えて「4つの基本原理」と整理するべきです。自治体抜きに、この国のガバナンスを語ることはできません。

地方自治総合研究所（自治総研）は、1974 年の設立以来、一貫して、地方自治を研究の対象として活動してきました。その活動の 50 年を振り返ったとき、社会における最大の出来事は、2000 年の分権改革であったでしょう。さらなる推進が必要です。もっとも、この改革は「未完」と評されるように、多くの課題が認識され、その対応を将来世代に託しています。現行法制度は、とても地方自治の本旨が実現されたといえる内容ではありません。さらなる推進が必要です。もっとも、改革を絶対・神聖視するのは禁物です。改革の成果それ自体に対する批判的検討も不可欠です。

改革から早くも四半世紀が経過しました。時とともに、政界も官界も学界もジャーナリズムも、地方分権に対する関心の熱量を弱めています。そうした状況のなかであって、中央政府においては、失地回復をするかのような動きさえみられます。地方自治のあるべき姿とはどのようなものでしょうか。国と自治体との適切な役割分担とは何でしょうか。地方自治の本旨の内実は、追えどもつかめぬ幻なのかもしれません。

私たち自治総研は、これまでと同様、地方自治に対する理論的・実証的研究を愚直に進める研究機関でありつづけたと考えています。地域における住民の幸せは、どのようにすれば実現されるのか。自治にとっての究極的な問いに対する解を、これからも追い求めてまいります。地方自治に関して、国のなすべきこと、都道府県のなすべきこと、市町村のなすべきこと、そして、それぞれの関係のあり方を考え、現行制度をそれに照らして評価し、方向性を提示する。組織にとっての研究課題は山積しています。

それにあたり、私たちは、研究会、セミナー、月刊誌などに対してこれまで以上に多様な研究者の参画を求め、社会の実態を踏まえた研究や提言を発信し、関係資料を作成・整理・提供することを通じて、地方自治研究における国内の拠点となるように努力いたします。様々な学問分野から地方自治にアプローチする若手研究者に交流の場を用意し、その活動をサポートする役割も重要です。これらはまさに、1974 年に自治総研が設立された当時の「初心」でした。先達から託されたバトンを確実に受け止め、次の 50 年をしっかりと見据えた活動をする自治総研にすべく、研究員・職員一同、着実に歩を進めてまいります。

関係各位におかれましては、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。